

2022(令和4)年8月3日

〒141-0022

東京都品川区東五反田 1-2-33-7F

株式会社LinkLife

代表取締役 清水啓太 殿

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5

TEL 048-844-8972/FAX 048-829-7444

理事長 池本 誠司



## 申入書兼お問合せ

貴社が運営する「Broad WiMAX 2+／+5Gサービス」の契約約款（以下、「本件約款」といいます。）について、当会からの令和3年10月18日付けお問い合わせに対し、貴社より同年11月5日付けにてご回答をいただきました。

貴社からいただいたご回答をふまえ、貴社に対し、申入れ及びお問い合わせします。

つきましては、本申入れ兼お問合せに対する回答を令和4年8月24日までに書面にて当会まで送付いただくようお願い致します。なお、本申入書兼お問合せ及び貴社からの回答の有無・内容等は当会において公表する旨を念のため申し添えます。

### 記

#### 第1 申入れ事項

##### 本件約款第33条2項について

本件約款第33条2項は、「当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。」と規定しております。

この点、貴社は、令和3年11月5日付けの回答書にて、同条項は、「例えば、インターネットに接続して各種WEBサイト等にアクセスし、アクセス先のサイトにてコンピューターウィルスに感染したこと等、当社の債務の範囲にない局面での損害を想定するものであり、当社の債務不履行によって消費者に生じた損害を賠償する責任を免除する趣旨ではございません。」と回答しております。

しかしながら、同条項は、「インターネット接続サービスの提供により生じた損害については」と規定しており、その文言上、貴社によるサービスの提供により消費者に損害が生じた場合を規定していることが明らかであり、貴社が回答するように、消費者が、アクセス先のサイトにてコンピューターウィルスに感染した場合など、貴社の債務の範囲に局面での損害を想定した規定と読むことは困難です。

したがって、本件約款第33条2項は、貴社の消費者に対する債務不履行責任あるいは不法行為責任を全部免除する規定であり、消費者契約法第8条1項1号、3号に違反するといえます。

よって、本件規約第33条2項について、使用停止もしくは適切な条項への修正を求めます。

## 第2 お問い合わせ事項

### 1 本件約款第39条、料金表第1表「第2契約解除料」について

(1) 貴社は、令和3年6月28日付け回答書にて、BroadWiMAXサービス契約の違約金について、(1)貴社が顧客によって本サービスを解約された場合に生じる、上流事業者と当社の間における契約の解約違約金、(2)同契約が中途解約された場合に貴社が得られなくなる利益(逸失利益)、(3)ユーザーが本サービスを利用するためには必要な端末の原価のうち、同契約が中途解約されたことにより貴社が回収できなかった部分の合計額を下回る違約金を設定していると回答されております。

(2) ところで、貴社の令和4年6月29日版の本件約款をみると、①「BroadWiMAX 2+ギガ放題(期間なし)プラン」、「BroadWiMAX + 5G ギガ放題フリープラン【期間なし】」の解約違約金は、契約期間によらず0円とされており、また、②「BroadWiMAX + 5G ギガ放題バリュープラン【2年】」、「BroadWiMAX + 5G ギガ放題一年払いバリュープラン【2年】」の解約違約金は、0~24ヶ月以内の場合3,530円(税込3,883円)、更新月~0円とされております。

ところが、これら以外の③BroadWiMAX 2+サービスや④BroadWiMAX + 5G サービスの解約違約金では、0~12ヶ月以内、13ヶ月~24ヶ月以内、26ヶ月以降(更新月以外)、25ヶ月~36ヶ月以内、38ヶ月以降(更新月以外)で解約違約金が設定されており、かつ、これらの違約金額は、令和3年3月31日版以降の本件約款に記載されている違約金額と同じと思われます。

(3) 上記②の違約金は、令和4年6月29日版の本件約款にて設定されたものと思われますが、このような違約金が設定されたにもかかわらず、上記③、④の違約金設定に変更がない理由をご回答下さい。

2 本件約款第45条1項、3項、第46条2項について

貴社からの令和3年11月5日付け回答書にて、第45条3項、第46条2項について、「(債務者への)個別の通知又は(債務者への)譲渡承諾の請求」を省略するものであり、民法467条1項の「債務者への通知又は債務者への承諾」の全てを省略する趣旨ではないとのご回答をいただきましたが、貴社では、債権譲渡について、契約者への通知又は承諾をどのような方法で行っているのかをご回答下さい。

3 本件約款第55条について

貴社からの令和3年11月5日付け回答書にて、2倍に相当する額という点について、高額過ぎるとは言い難いというご回答をいただきましたが、契約者が料金の支払いを不法に免れた場合に、その免れた額のほかに、その免れた額の2倍に相当する額を支払うこととしている理由・根拠をご回答ください。

4 本件約款第63条1項について

本件約款第63条1項は、「当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。」と規定しております。

この点、本件約款第63条1項は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって消費者に損害が生じた場合の規定ではありますが、貴社の重大でない過失行為によって消費者に損害が生じた場合には、貴社の債務不履行責任及び不法行為責任が免除される規定となっており、この点は、消費者契約法第8条1項1号、3号に違反しますので、その点付言いたします。

以上

《本件に関する問合せ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会  
事務局 加藤

TEL : 048-844-8972/FAX : 048-829-7444